

公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程

取 扱 要 領

平成14年 4月 1日

平成25年12月20日 改正

令和 2年12月21日 改正

優良運転者（善行）の表彰については、公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程によるほか、この取扱要領の定めるところによることとします。

1. 表彰対象者

- (1) 表彰対象となる行為は、タクシー運転者として業務に従事中のものであることとします。
- (2) 「親切善行等行き届いたサービス」には、車内の忘れ物を利用者等へ届けた行為を除きます。

2. 対象期間

表彰の基準となる対象期間は、表彰する年の前年の1月1日から12月31日までとします。

3. 審査基準

次の各号のいずれにも該当するものであることとします。

なお、基準日は、当該表彰年の前年の12月31日とします。

- (1) 基準日以前の5年間、道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法の違反により行政処分を受けていないこと。
- (2) 基準日以前の3年間、当該運転者の不適切な客扱い等に基づく苦情が行政又はタクシーセンターに申告されていないこと。
- (3) 基準日以前の3年間、タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱（平成18年近畿運輸局長通達 以下「措置要綱」という。）に基づき、タクシーセンターから指導票による指導（ただし、措置要綱7の(3)に規定する研修を受講し、違反点数が消滅した指導を除く。）を受けていないこと。
- (4) 基準日以前の1年間、責任事故がなく、かつ、道路交通法の違反がないこと。

4. 表彰対象者の推薦

- (1) 同一親切善行等の行為に対し、他の関係事業者団体等において、表彰等を受けた者であっても差し支えないものとします。
- (2) 個人タクシー事業者にあつては、事業者団体の本部又は支部から推薦していただくものとします。

(3) 関係事業者団体等には、消費者団体を含むものとします。

5. 審査

タクシーセンターの従事役員（会長、専務理事、常務理事）で審査し、毎年3月の定例理事会で承認を受けるものとします。

なお、審査員には、利用者の代表（消費者団体等）等を加えることができるものとします。